

花婿』『ジャン・コクトー全集』堀口大學

(訳)東京創元社

日本の「ホスピタリテイ」の社会浸透のプロセス

佐々木隆

プロローグ

筆者は、日本の「ホスピタリテイ」の受容状況についてはこれまで国語辞典や英語辞典等を中心に考察してきた。(一)そこでは日本での最初の紹介は一八六二年で「好ンデ客ヲハ田ル_レ旅人ヲ善ク遇スル_レ」(二)との定義であった。すでに『広辞苑』と『大辞林』という日本を代表する一般国語辞典での掲載状況はすでにリサーチ済みであることから、今回は『大辞泉』の掲載状況を確認した上で、「ホスピタリテイ」というキーワードがどのように社会に浸透したのかを、特に観光分野に着目しながら考えみたい。

一 『大辞泉』の「ホスピタリティ」

『大辞泉』の特長について^①は、ホームページでは五点を挙げているが、その第一点にここでは注目しておきたい。

テレビ・新聞・雑誌で目にする「時事用語」、観光地名・動植物・食品・人名・スポーツで使われる「日常語」、インターネットや世間で話題の「流行語」や「新語」など。時代を映す国語十専門語辞典としてあらゆるジャンルをカバー。書籍は25万語を収録、日々データを更新するデジタルデータは類書を圧倒し約30万語に到達。収録語は日々、さらに増殖を続けている。^③

松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編『大辞泉』（小学館）は第一版（一九九五年十二月）以

降、第一版増補・新装版（一九九八年十一月）を経て、第二版（二〇一二年十一月）まで同じ定義で推移している。

『大辞泉』（小学館、一九九五年十二月、第一版）

ホスピタリティー [hospitality] ①心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。②異人歓待。④

『大辞泉』（小学館、一九九八年十一月、第一版増補・新装版）

ホスピタリティー [hospitality] ①心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。②異人歓待。⑤

『大辞泉』（下巻）（小学館、二〇一二年十一月）

月、第二版)

ホスピタリティー [hospitality] ①心のこ

もったもてなし。手厚いもてなし。歓待。ま

た、歓待の精神。②異人歓待。(六)

先行する新村出編『広辞苑』では第六版(二〇〇八年)、松村明編『大辞林』では初版(一九九〇年)に「ホスピタリティー」の見出し語が登場した。『広辞苑』の第五版(一九九八年)では取り上げられていなかった。『大辞林』と比較すると『広辞苑』の方が保守的な辞典とも言える。『広辞苑』(二〇一八)では「客を親切にもてなすこと。また、もてなす気持。」(七)、『大辞林』(二〇一九)では「丁寧なもてなし。また、もなしの心。」(八)とある。『大辞泉』で同じ「もてなし」でも形容する言葉は「手厚い」となっている。な

た定義として「異人歓待」が残っていることは注

目に値する。

二、学問における「ホスピタリティー」の定義

辞典ではない研究書等からも「ホスピタリティー」の定義を見ておきたい。中でも服部勝人『ホスピタリティーのすすめ』(丸善、二〇〇八年五月)でも最も注目しておきたいことは関係性である。

ここでキーワードとなるのが、「対等となるにふさわしい」であるが、「ホスピタリティー(hospitality)」の主要な語源である hospes は、ホスト(host)・ゲスト(guest)の両者の意味を含み、ホストとゲストが同一の立場に立つ態度を常に保つという意味がある。(五)

「サービス」がその語源から主従関係があること

と「ホスピタリティ」が関係性において「対等性」が根底にあることが大きな違いである。

中根貢『ザ・ホスピタリティ』（産業能率大学出版部、二〇一三年二月）では「ホスピタリティ」の精神において次のような基本概念を取り上げている。

- 相手を受け入れる
- 相手の期待、願望を予測する
- 情報創造、価値創造を行う
- 相互性 (±)

最初に取り上げている「相手を受け入れる」については次のように述べている。

まず、ホスピタリティは、どのような相手も無条件で受け入れることがベースとなる。

受け入れの姿勢は「平等に」が原則である。

(十一)

「平等に」という背景には次のような「主客同一関係」が想起される。

∴ 「平等に」という考え方は、お互いに優劣・上下のない主客同一関係という相互性の意味を持つている。(十二)

「ホスピタリティ」と「サービス」に注目する研究がある一方で、稲田賢次「ホスピタリティに関する概念の一考察—ホスピタリティ、サービスおよびもてなしについて」（二〇一五）では前述の「偉人歓待」について次のように述べている。

∴ 異人歓待におけるホスピタリティは宗教的、

社会的、倫理的な義務として考えられ、普遍的な伝統として意味を見出すことができる。ヨーロッパのホスピタリティ研究ではビジネスからのアプローチが主体ではなく、「歓待」という共同体のあり方が神学、社会学、人類学、哲学などのアプローチからも研究されている。(十三)

しかし、ここで研究のアプローチをすべて上げることとは不可能だ。せめて「ホスピタリティ」を定義する際のキーワードに着目することは、辞書の定義を見てきたことから有効ではないかと思える。

施設（あるいは人）の提供側が利用者に喜びを与え、それを自分たちの喜びとしている。両者はいつも平等の立場と関係にある。また関係は「ヨコの関係」である。(十四)

機能、関係、行為・行動、倫理、精神 (十五)

「異種の要素を内包している人間同士の出会いの中で起こるふれあい行動であり、発展的人間関係を創造する行為」 (十六)

精神重視派、行為重視派、関係重視派 (十七)

三、宗教的な意味合いから観光産業へ

「ホスピタリティ」は元来、「新約聖書では、『旅人をもてなすこと』として用いられている」

(十八) ことを原点としている。巡礼をしている時に、その旅人をもてなすことは美德として考えられている。身内でもなく、他人に対してもてなしである。やがて巡礼が大規模に継続に行われるようになる。そこにはビジネスが誕生してくる。ビジネスとなれば、そこにお金の支払い等が発生することになる。また、巡礼ではすべてが信仰心だけ

による行動ではなく、そこから派生する観光行動が発生する。本来は信仰からくる行動が、娯楽的な要素が加わってくる。ここに観光産業が誕生することになる。しかし、この「観光産業」は日本標準産業分類にはない。「観光産業」は生活関連サービス業をはじめ、娯楽業の「旅行業」、宿泊業・飲食サービス業の「宿泊業」と「飲食店」、運輸・郵便業の「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「航空運輸業」などが複合的に組み合わせることになる。訪問地に自然景勝地、史跡等の他にテーマパークなどが加わることになる。さらに最近の観光行動では「コンテツツーリズム」^(十九)などもあるが、イベントなど参加するための体験型の旅行もある。

四・東京オリンピック（一九六四）と観光基本法

日本が戦後、国際社会に復帰した後の最大のイベントと言え、一九六四年の東京オリンピックである。このため英語への関心が高まり、英語検定試験などが誕生した。国は観光基本法（一九六三年六月）を定め、国として観光政策の基礎を築いたことになる。さらに一九七〇年には大阪の万国博覧会の開催へとつながった。大々的に日本人が外国人を観光客として迎えるというこれまでに経験したことのない機会となったのが一九六四年ということになる。

観光基本法には「サービス」の用語はあるものの、「ホスピタリティ」という用語は用いられていないが、「接遇」という用語は法令上に見られる。なお、二〇〇七年に新たに制定された観光立国推進基本法では、「良質なサービス」といった表現はあるが、「ホスピタリティ」の用語はない。

五、政策としての観光

政策としての観光を考えるには、前述の法令の整備もあるが、組織機構も重要である。

一九四九年六月 大臣官房に観光部設置

一九五五年八月 大臣官房観光部を廃止、観光

局を設置

一九六八年六月 観光局を廃止し、大臣官房に

観光部を設置。

一九八四年七月 運輸省国際運輸・観光局を設

置。観光部を大臣官房から同局に移管。

一九九一年七月 国際運輸・観光局を廃止。同

局の観光部は運輸政策局に移管。

二〇〇一年一月 国土交通省発足。観光部は総

合政策局に所属。

二〇〇四年七月 大臣官房に総合観光差政策審

議会を設置。総合政策局の観光部は廃止。

二〇〇八年十月 観光庁設置。

「今後の観光政策の基本的な方向について（答申第三九号）（観光政策審議会、一九九五年年六月二日）では「ホスピタリティ」という用語は使用されていないが、「良質の観光サービス」^{二七}という用語は使用されている。

「二一世紀初頭における観光振興方策（観光政策審議会諮問第四三号）（観光政策審議会、二〇〇〇年十二月一日）の「三 近年における観光をめぐる現状及び課題」の中で「国民の日常的、基本的マナーやホスピタリティ意識の不十分さ」が取り上げられている。^{二八}

観光政策には日本で開催される国際的な大規模イベントは大きく影響されることになり、オリンピックや国際博覧会などはその典型である。

エピソード

「サービス」と「ホスピタリティ」は似たような概念を持ちながら今や「サービス」ではなく、「ホスピタリティ」が主流で用いられている。特に二〇二〇TOKYO誘致の滝川クリステルによるプレゼンテーションでは「おもてなし」が発せられ、さらに「ホスピタリティ」と「おもてなし」が混乱する事態を招いている。ホテル業を中心に根付いている「ホスピタリティ」の考え方がアカデミズムにも入り込んでおり、その浸透度は急速に高まっているものの、「ホスピタリティ」は一体如何なるものなのか、学術的な研究が進んでいるかどうかは今後の動静を見ていきたい。

(一) 「『ホスピタリティ』とは何か―『広辞苑』と『大辞林』の場合」(『日欧比較文化研究』第二十五号、二〇二二年十月)、「書誌から見た日本の『hospitality』受容(抄)」

(『日本英語文化学会会報』第十五号、日本英語文化学会、二〇二二年十一月)、「辞典から見る『ホスピタリティ』―国語辞典、英語辞典を中心に―」(『日欧比較文化研究』第二十五号、日欧比較文化研究、二〇二二年十月)がある。

(二) 堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』(洋書

調所、一八六二年)、三七四頁。

(三) 「『大辞泉』の特長について」

(<https://dajisen.jp/about/>)(二〇二二年四月

月二三日アクセス)

(四) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編

『大辞泉』（小学館、一九九五年十二月、第一版）、二四三頁。

(五) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編

『大辞泉』（小学館、一九九八年十一月、第一版 増補・新装版）、二四三八頁。

(六) 松村明監修／小学館『大辞泉』編集部編

『大辞泉』（下巻）（小学館、二〇一二年十一月、第二版）、三三三三頁。

(七) 新村出編『広辞苑』（岩波書店、二〇一八年一月）、二六九九頁。

(八) 松村明編『大辞林』（三省堂、二〇一八年九月）、二五一九頁。

(九) 服部勝人『ホスピタリティ学のすすめ』

（丸善、二〇〇八年五月）、一一七頁。

(十) 中根貢『ザ・ホスピタリティ』（産業能率大学出版部、二〇一三年二月）、十八頁。

(十一) 同書、十九頁。

(十二) 同書、二十一頁。

(十三) 稲田賢次「ホスピタリティに関する概念

の一考察—ホスピタリティ、サービスおよびもてなしについて」（『龍谷大学経営学論集』

第五十五卷第一号、二〇一五年十月）、四十
六頁。

(十四) 浦郷義郎『真実の15秒で観客をつかむ—

ホスピタリティ・マインドに徹する経営』（光
文社、二〇〇一年十二月）、九十一〜九十二
頁。

(十五) 古閑博美『ホスピタリティ概論』（学文

社、二〇〇三年五月）、二十七頁。

(十六) 同書、二十六頁。

(十七) 岸田さだ子「ホスピタリティ概念の類型
化と現代的意義」（『甲南女子大学研究紀要』

文学・文化編、第四十八巻、二〇一二年三月）、
三十三〜三十四頁。

(十八) 山上徹「ホスピタリティ (Hospitality)」

(山上徹・堀野正人編『ホスピタリティ・観光

事典』白桃書房、二〇〇一年三月)、二頁。

(十九) 『平成16年度国土施策創発調査 映像等

コンテンツの制作・活用による地域振興のあ

り方に関する調査 報告』(平成17年3月

国土交通省総合政策局観光地域振興課、二〇

〇五年三月)、四十九頁。

(二十) 「今後の観光政策の基本的な方向につい

て(答申第三九号) (観光政策審議会、一九

九五年年六月二日)

(<https://www.mlit.go.jp/singikai/nyusyungik>

[ai/kankosin/kankosin39.html](https://www.mlit.go.jp/singikai/nyusyungik))(二〇二二年

六月二日アクセス)

(二十一) 「二一世紀初頭における観光振興方策

(観光政策審議会諮問第四三号) (観光政策審

議会、二〇〇〇年十二月一日)の「三 近年

における観光をめぐる現状及び課題」

(<https://www.mlit.go.jp/kisha/oldmot/kish>

[a00/koho00/fozin/kansin/yousi_.html](https://www.mlit.go.jp/kisha/oldmot/kish)) (二

〇二二年六月二日アクセス)

河上肇の刑務所図書館図書係

新藤 透

最近、古書店で河上肇『自叙伝』（岩波文庫）

の端本を発見した。高円寺のSFやミステリーなどの文庫本が多く揃えている店であるが、そこは岩波文庫や講談社学術文庫、講談社文芸文庫などの「かたい」文庫も在庫が豊富で、西部古書会館の古書展の帰りなどに割合多く立ち寄っている。

売っていたのは全五冊のうち第二巻を除く四冊で、今まで筆者は河上肇には何の関心もなかったので（苗字に「河」とつく思想家ならば河合栄治郎のほうが興味深い）、それを手にとってみたのは偶然というか、単なる気まぐれであった。ちなみに第二巻は非常勤講師として週一回通っている大学にほど近い、新しくできた古書店で購入できた。ただ全五冊セットだったので、第二巻を除いて重複してしまったのだが。

ところどころ拾い読みしていると、第四巻に「仮釈放の夢」という章の中に「九 〔図書室勤務〕」と題された一節があることを発見した。どうやら河上肇は服役中に図書室の図書係になっていたようなのである。これが発見しただけでも『自叙伝』を二セットも買った意義はあった。

河上肇は大変有名な人物であり、個人全集も刊行されている経済学者である。詳細な履歴紹介は割愛するが、簡単に述べると、明治十二年十月二十日に現在の山口県岩国市に生まれ、東京帝国大学法科大学政治学科卒業。明治四十一年には京都帝国大学講師に着任。大正初期にヨーロッパに二年間留学し、帰国後は法学博士号を授与され、教授に昇進する。後に経済学部長も務めるが、昭和三年に筆禍事件を起こして京大を辞職。以降は密かに入党していた日本共産党の党員として地下活動に潜行する。昭和八年に河上は検挙される。治

安維持法違反容疑で懲役五年の実刑判決を受け、豊多摩刑務所に収監される。次いで市谷刑務所、小菅刑務所に移送され、昭和十三年六月に釈放される。

河上は獄中で「転向」し共産党の関係者に「衝撃」を与えたという。市井にあった河上は文筆生活を送り、小稿で取りあげている『自叙伝』を執筆している。昭和二十年八月の敗戦で再び脚光を浴びるものの、身体の衰弱が激しく、老衰と栄養失調と肺炎を併発して翌二十一年一月三十日に没した。享年六十六。現代の感覚でいえば若くして死んだといえよう。京大時代の教え子には後に首相になる近衛文麿や、戦後自民党に所属し大蔵大臣に就任した水田三喜男などもいる。

さて河上が図書係になった刑務所であるが、東京都葛飾区にあった小菅刑務所で今は東京拘置所となっている。明治初期は監獄と呼ばれていたが、大正十一年に刑務所と名称が正式に変更されてい

た。したがって河上が収監されていた昭和の初めは刑務所が正式名称である。

河上はここで刑務所長の「特別待遇」を得て、かなり自由な行動がとれたらしい。当初の所長の思惑としては、河上を図書室勤務という労役に従事させ、「そこでマルクス主義の再吟味」をさせるためであったが、「思惑が外れて今ではそうした再吟味を強制することも出来なくなった」。所長は仮釈放の上申をしようと考えていたものらしく、図書室での具体的な労役は何も与えられていなかったらしい。所長は「何でもいからともかく」河上に「物を書かそうと仕向けた」ので、彼は図書室で「ただ書物だけ読んでいれば済む身分」になり、「図書室の賓客とでもいったような、受刑者としてはかつて先例のない特殊な地位を与えられるようになった」（杉原四郎・一海知義編『河上肇 自叙伝』四、七十六頁）という。

『自叙伝』には河上が図書室へ「出勤」する様子が次のように書かれている。「朝食が済むと、彼は監房を出され、「独歩」章もないのに、看守の付添もなく独り歩きで、南舎の建物を出て廊下伝いに図書室に出掛けた(中略)昼食時になると、彼はまた独りで監房に帰って、ゆっくり食事を済ましてから、図書室へ出た。(中略)午後は夕食の一時間前に図書室で働いている三人の受刑者と、隣室で働いている領置係や計算係の受刑者たちと一緒にになって、入浴に出掛けた」(『河上肇 自叙伝』四、七十六〜七十八頁)。図書室勤務は河上に課せられた「労役」ではあるものの、かなりゆったりしたもので自身も評しているように「受刑者中の大名」で「図書室に出ていてすら別に決まった仕事はなかったのだから、監房に帰ってからも何の作業も課せられはしなかった。かくて一日中勝手に好きな書物を読むのが、言わば彼の「作

業」となった。何らの労役を課せられない懲役人なるものは、恐らく彼を以て嚆矢とするであろう」(『河上肇 自叙伝』四、七十八〜七十九頁)という様子だったようだ。

河上は小菅刑務所図書室の様子を極めて短い文章であるが描写している。「この室には受刑者看読用の図書約一万三千冊が書架に入れて陳列してある。(同じ書物が物によっては十部二十部三十部というように重複しており、明治天皇御製集の如きは同じものが二百何十部備付けてあるから、書物の種類は冊数よりも遙に少くなっている。)時折やって来る參觀人は、恐ろしく沢山の書物があるといつて驚くのだが、かつて大学にいて豊富な図書の蒐集に見慣れて来た弘蔵(河上のこと…引用者注)にとつては、それよりもこの室が監獄らしくないのが最も意外だった」(『河上肇 自叙伝』四、八十〜八十一頁)。図書室に勤務して

いたのは三人の囚人で、彼らはいわゆる「模範囚」だったようだ。それに特別待遇の河上も加わって四人が図書室に在室していた。また驚くべきことに「この図書室には監視の責任を有った看守が置かれていないので、それは一種の自治領となっていた」（『河上肇 自叙伝』四、八十二頁）という。かなり自由が認められていたようだ。

小河滋次郎が報告する明治四十一年の一文に拠れば、小菅監獄（後の小菅刑務所）には明治三十五年の東京集治監時代に図書室が設置され、同四十年にはさらに整備が進められ、十八の大書架と「縦覧所」を設置した図書室に生まれ変わったという。上下階の書籍搬送にはエレベーターまで用いられたというから驚きである。七十一種の雑誌が開架に付され、利用者には好評であった（中根憲一『刑務所図書館』七十八頁）。小菅刑務所の図書室は当時としてはかなり大規模なものであ

ったことが窺がえる。

河上が収監されていた当時は治安維持法が施行されており、昭和三・四年の共産党員の一斉検挙によって思想犯の収監者が急増し、当局はその対応に追われていた。当局は彼らを共産主義思想から転向させることを目的としており、書籍による「思想善導」も活発に行われるようになった（中根憲一『刑務所図書館』八十五頁）。囚人が読める本は、国が選書した官本、親族などから差し入れられた私本の二種のみであり、当然後者は厳しい検閲がなされていた。

刑務所に設けられた図書館を「刑務所図書館」と呼んでいるが、図書館情報学での研究はかなり遅れている。戦前の監獄・刑務所の実態解明も進んでいない。そうした現状を踏まえると、今回筆者が偶然発見した河上肇『自叙伝』の記述も、戦前の刑務所図書館を解明する上での一助となるか

もしれない。

〔参考文献〕

小河滋次郎著・重松一義復刻解説『日本監獄法
講義』明治三二年改正監獄則の復刻解説』日本行
刑史研究会、一九七六年

杉原四郎・一海知義編『河上肇 自叙伝』四、
岩波書店、岩波文庫、一九九七年

中根憲一『刑務所図書館・受刑者の更生と社会
復帰のために』出版ニュース社、二〇一〇年

編集後記

毎号編集後記を書くにあたり、世の中の動きが目まぐるしく変化していることを強く感じる。ここ数年は新型コロナウイルスの影響をぬぐい去ることができず、明るいニュースも少ない昨今である。ロシアとウクライナの紛争（戦争）も思いもよらぬ影響を各地に与えている。そのことは新型コロナウイルスの影響で産業が止まった状態となった時にも感じたが、同じことがさらに追加された型だ。飛行機の航路も大きな影響を受け、物流にも影響している。「国際」と言う言葉から「グローバル」「グローバルイゼーション」へと変遷したのも頷ける話だ。もはや一国だけでどうにかできるような状態でなくなっているのだ。

第三十八号を発刊する時には世界が落ち着いてることを祈念したいものだ。（佐々木隆）